

メール・チャットでの照会やお問合せについて

裁判所共済組合本部へのメールでの照会やお問合せは、以下のとおりメールを作成して送信して下さい。また、チャットについても以下のとおりです（本部組合員の方のみご利用いただけます。）。

【件名】：共済組合本部への問合せ

【宛先】：sc.keiri.kyousaisoudan★courts.go.jp

- ・メール送信時に「★」を「@」（半角）に直してください。
- ・このメールアドレスはお問合せ専用です。（申請・提出不可）

【本文】

照会事項、お問合せ内容を記入のうえ、必ず氏名・連絡先（電話番号）・所属を末尾に記入してください。



チャットでの照会やお問合せは…

- ① Teams のチャット画面の「新しいチャット」をクリック
- ② 新規作成欄に「**共済組合問合せ用**」を選択（担当者が選択されます。）
- ③ お問合せ内容を送信して下さい（音声・ビデオ通話も可能です。）。

【共済組合担当者は回答後にチャットから退出しますので、以後はご本人のみが履歴を閲覧できます。】



注意

- ・上記アドレス、チャットは各種申請手続、書類提出等にはご利用になれません。（各種申請手続、書類提出については専用アドレス（「[提出方法](#)」のページ参照）をご利用ください。）
- ・照会やお問合せに対する回答にはお時間をいただく場合があります。お急ぎの場合には、電話や窓口までご連絡ください。